

[資料8]

日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」

第12条 [自由・権利の保持の責任、濫用の禁止]

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第15条 [公務員選定罷免権、公務員の本質、・・・]

- 1.公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2.すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

第16条 [請願権]

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 [国・公共団体の賠償責任]

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第25条 [生存権と、国の社会的使命]

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

<http://ja.wikipedia.org/wiki/日本国憲法第3章>

[資料9]

どんなに苦しくても世の中が真実で満ちていれば、それでいい。

どんなに辛くとも信じるに足る社会であれば人々は生きて行ける

街カフェTV／藤島利久

<http://twitcasting.tv/kochi53>

以上